

おくやみ
ハンドブック

伊勢崎市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
伊勢崎市では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない、
市役所を中心とした諸手続きにつきまして、
少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

各種手続きについて

伊勢崎市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

2~4ページの各種手続きチェックリスト
を確認し、
必要なものにチェックしましょう。



STEP 2

STEP1でチェックした事項の詳細ページを
ご覧いただき、必要な手続きを確認してください。
※手続きがご不明・ご不安な場合は、7ページのおくやみ相談窓口
をご利用ください。



STEP 3

各種手続きページの「必要なもの」と8ページの「来庁時お持
ちいただくもの」をお持ちのうえ、伊勢崎市役所へお越しくだ
さい。

ウェブやスマホで、簡単な質問にこたえるだけで
市役所内で必要な手続きが確認できる
「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。
<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/14208>



各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	詳細ページ
住民登録に関する手続き	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	P.9
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	
保険に関する手続き	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	P.10
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	
年金に関する手続き	国民年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	P.14
	厚生年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	
	共済年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	P.15
	農業者年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	
税金に関する手続き	納税していた	<input type="checkbox"/>	P.16
	市民税・県民税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	
	国民健康保険税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	P.17
	固定資産(土地・家屋)を所有していた	<input type="checkbox"/>	
	原動機付自転車または小型特殊自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.18
介護保険に関する手続き	65歳以上の方	<input type="checkbox"/>	P.19
	介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	P.20
福祉(障害)に関する手続き	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.21
	交通遺児等福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.22

各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	詳細ページ
福祉 (高齢者)に関する手続き	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.23
	障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	
	特別障害者手当を受給していた (経過的福祉手当を含む)	<input type="checkbox"/>	P.24
	自立支援医療受給者証を利用していた	<input type="checkbox"/>	
	心身障害者扶養共済制度を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.25
	福祉医療制度を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.26
	福祉タクシー事業利用助成券を交付されていた	<input type="checkbox"/>	
子どもに関する手続き	高齢者タクシー助成券を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.27
	緊急通報装置を貸与されていた	<input type="checkbox"/>	
	紙おむつを支給されていた	<input type="checkbox"/>	P.28
	特殊詐欺対策自動通話録音装置を貸与されていた	<input type="checkbox"/>	
その他	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.29
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.30
	ひとり親家庭等福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.31
	福祉医療制度を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.32
	福祉医療制度(母子・父子家庭)を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.33
	小中学校の児童生徒がいる	<input type="checkbox"/>	
	保育所等に入所している	<input type="checkbox"/>	P.34

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	詳細ページ
上下水道に関する手続き	水道の契約等をしていた	<input type="checkbox"/>	P.35
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	<input type="checkbox"/>	
住まいに関する手続き	市営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	P.36
	亡くなられた方の家に誰も居住しない場合	<input type="checkbox"/>	
その他の手続き	家財整理をしたい	<input type="checkbox"/>	P.37
	道路を占用していた	<input type="checkbox"/>	
	赤道を占用していた	<input type="checkbox"/>	P.38
	河川用地を占用していた	<input type="checkbox"/>	
	施行中の土地区画整理事業地内に土地または権利(借地権等)を持っている	<input type="checkbox"/>	P.39
	農地を相続した	<input type="checkbox"/>	P.40
	森林を所有していた	<input type="checkbox"/>	
	墓地の経営者または管理者だった	<input type="checkbox"/>	P.41
	犬を飼っていた	<input type="checkbox"/>	P.42
	市から委嘱を受け、各種の委員をしていた	<input type="checkbox"/>	P.43
	パスポートを持っていた	<input type="checkbox"/>	
	在留カード・特別永住者証明書を持っていた	<input type="checkbox"/>	P.44
	し尿のくみ取り式トイレまたは浄化槽を使用していた	<input type="checkbox"/>	

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

届出・手続き

税金

3か月以内

4か月以内

- 相続放棄・限定承認
- 相続財産調査
- 相続人調査
- 遺言探索・遺言書の検認
- 公共料金等の手続き（47ページ参照）
- 年金関係の手続き
- 死亡届等

(49ページ参照)

- 所得税の準確定申告（50ページ参照）

伊勢崎市で必要な手続きについては9ページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

〈9ページ～〉
必要な手続きの
詳細について

〈45ページ～〉
市役所外での
手続きの窓口一覧

おくやみ相談窓口のご案内

亡くなられた方に関する手続きがご不明・ご不安な方のために、伊勢崎市では「おくやみ相談窓口」を設置しています。

ご利用には、希望する日の2日前までに、オンライン予約または電話予約が必要です。

おくやみ相談窓口でできること

- 国民健康保険被保険者証、福祉医療費受給資格者証等のお預かり
- 戸籍謄抄本等の申請サポート、証明書の受け渡し
- 手続きの必要な市役所内の関係各課へのご案内
- 市役所以外の関係機関への問い合わせサポート

※専用ブースで安心して相談できます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。



予約方法について

ご利用を希望する日の2日前までに、オンラインまたは電話で予約してください。
(木曜日は年金相談を行っていません。)

●オンライン予約

- ① 群馬県伊勢崎市おくやみ相談窓口予約
(<https://logoform.jp/form/Gpfu/64085>)

にアクセス

- ② 画面の指示にしたがって申請してください。



●電話予約

電話番号：0270-27-2729

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)



伊勢崎市おくやみ相談窓口

場 所：伊勢崎市役所本館1階 市民課1番A窓口

ご利用枠：
①午前9時から ②午前10時30分から
③午後2時から ④午後3時30分から

来庁時お持ちいただくもの

ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 預貯金通帳等口座情報が分かるもの（※相続人代表及び喪主、年金請求者）
- 葬祭を行った事実が確認できる書類（火葬許可証、会葬礼状、葬儀領収書等）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

亡くなられた方のもの

- 印鑑登録証 パスポート
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

 - ・葬祭を行った事実が確認できるもの（火葬許可証、会葬礼状、葬儀領収書等）
- 各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）
- 福祉医療費受給資格者証
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）

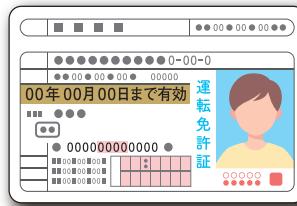
本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等
- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療・介護保険被保険者証、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証（顔写真付き）等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



1. 住民登録に関する手続き

■ マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべての手続きが完了してから返却するか、番号を控えておくことをお勧めします。	必要がなくなったとき 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	市民課 0270-27-6276 本館1階1番B窓口 または 各支所市民サービス課

■ 印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	市民課 0270-27-2727 本館1階1番C窓口 または 各支所市民サービス課

2. 保険に関する手続き

■ 国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の国民健康保険被保険者証を返却してください。 また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちだった場合には、併せて返却をお願いします。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 以下お持ちだった場合 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	なし どなたでも可 問い合わせ先 国民健康保険課 ☎ 0270-27-2735 本館 1 階 3 番窓口 または 各支所市民サービス課

手続き② 葬祭費のこと

手続き詳細	期 限
喪主の方へ葬祭費の支給がありますので、葬儀終了後に申請してください。 ※亡くなられた方が国民健康保険に加入してから3か月以内の場合は、葬祭費の支給について相談してください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 喪主名義の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った事実が確認できる書類（火葬許可証、会葬礼状、亡くなられた方及び喪主が明記されている葬儀領収書等。コピー可） <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」 <input type="checkbox"/> 喪主の方の住所が市外の場合、喪主の方の本人確認書類	葬祭を行った日の翌日から 2年間 喪主等 問い合わせ先 国民健康保険課 ☎ 0270-27-2737 本館 1 階 3 番窓口 または 各支所市民サービス課

2. 保険に関する手続き

■ 国民健康保険に加入していた

手続き③ 送付先の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の国民健康保険に関する各種通知（医療費の払い戻し等の給付や、国民健康保険税等）について、これまでのご住所以外のところへの送付を希望する場合は、相談してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 ※被保険者証がない場合は、亡くなられた方とのご関係が分かるものの提示をお願いすることができます。 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	ご遺族の方 問い合わせ先 国民健康保険課 0270-27-2735 本館 1 階 3 番窓口

手続き④ 国民健康保険税

手続き詳細	期 限
国民健康保険税は月割となりますので、税額に変更が生じた場合は、翌月以降に世帯主宛に納税通知書を送付します。 世帯主が亡くなった場合は、亡くなられた方の国民健康保険税の納税を管理する方（相続人代表者）を相続人から指定していただくため、相続人代表者指定の届出をしてください。 ※これまで口座振替を利用していて、引き続き口座振替を希望する方は、取扱金融機関で新世帯主名義の口座振替の手続きをしてください。詳しくは、16 ページ「4. 税金に関する手続き」の「■納税していた」の項目をご確認ください。	当月内（可能であれば） ※亡くなれた月の翌月以降のお届けの場合、お届け前に相続人宛に納税通知書が届く場合があります。
必要なもの	手続き可能な人
【世帯主が亡くなった場合】 <input type="checkbox"/> 相続人の届出をする方の本人確認書類 【世帯主以外の方が亡くなった場合】 <input type="checkbox"/> 手続きはありません。	相続人 問い合わせ先 国民健康保険課 0270-27-2736 本館 1 階 3 番窓口

■ 後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療被保険者証を担当課へ返却、または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	年金医療課 ☎ 0270-27-2739 本館 1 階 4 番窓口 または 各支所市民サービス課

手続き② 葬祭費に関すること

手続き詳細	期 限
喪主の方へ葬祭費の支給がありますので、葬儀終了後に申請してください。 他市町村で死亡届を提出した場合は、相談してください。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	喪主等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主名義の通帳	年金医療課 ☎ 0270-27-2739 本館 1 階 4 番窓口 または 各支所市民サービス課
<input type="checkbox"/> 葬祭を行った事実が確認できる書類（火葬許可証、会葬礼状、亡くなられた方及び喪主が明記されている葬儀領収書等。コピー可）	
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8 ページ本人確認書類を参照」	

2. 保険に関する手続き

■ 後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 後期高齢者医療保険料

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険料は月割りとなりますので、保険料額に変更が生じた場合は、翌月以降に保険料変更通知書を送付します。	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	年金医療課 ☎ 0270-27-2739 本館1階4番窓口 または 各支所市民サービス課

手続き④ 送付先の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の後期高齢者医療保険に関する各種通知（医療費の払い戻し等の給付や、後期高齢者医療保険料）について、これまでのご住所以外のところへの送付を希望する場合は、相談してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
	年金医療課 ☎ 0270-27-2739 本館1階4番窓口 または 各支所市民サービス課

3. 年金に関する手続き

■ 国民年金に加入または受給していた

手続き 国民年金加入者に関すること

手続き詳細	期 限
国民年金の手続きについて相談してください。 死亡一時金・寡婦年金・遺族年金が請求できる場合があります。	なし 手続き可能な人
必要なもの	ご遺族の方 問い合わせ先
担当課へお問い合わせください。	年金医療課 ☎ 0270-27-2741 本館 1 階 4 番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	なし 手続き可能な人
必要なもの	ご遺族の方 問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	年金医療課 ☎ 0270-27-2741 本館 1 階 4 番窓口 前橋年金事務所 ☎ 027-231-1719

3. 年金に関する手続き

■ 共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	なし 手続き可能な人 ご遺族の方 問い合わせ先
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	年金医療課 ☎ 0270-27-2741 本館 1 階 4 番窓口
	各共済組合

■ 農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
被保険者または受給権者が亡くなられたとき、ご遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内 手続き可能な人 ご遺族の方 問い合わせ先
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡日を明らかにする書類(戸籍謄本、住民票(除票)の写し)等 ※資格状況により必要なものが異なりますので、詳細はお問い合わせください。	農業委員会事務局 ☎ 0270-27-2782 北館 3 階

4. 税金に関する手続き

■ 納税していた

手続き 市税等の振替口座の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座から市税等を口座振替していた場合は、口座凍結等により口座振替ができないことがあります。振替口座を変更する場合は、取扱金融機関で手続きをしてください。市外にお住まいで、口座振替申込書の郵送を希望する場合は、収納課へお問い合わせください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑（通帳の届出印） <input type="checkbox"/> 納税通知書	ご遺族の方 問い合わせ先 収納課 0270-27-2722 本館 2階 21番窓口

■ 市民税・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に代わって、市税の納税を管理する方（相続人代表者）を相続人から指定していただくため、市民税・県民税に係る相続人代表者指定届の提出をしてください。	当月内（可能であれば） ※亡くなられた翌月以降のお届けの場合、お届け前に他の相続人宛に納税通知書が届く場合があります。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類等「8ページ本人確認書類を参照」 ※詳細はお問い合わせください。	相続人 問い合わせ先 市民税課 0270-27-2717 本館 2階 20番窓口

4. 税金に関する手続き

■ 国民健康保険税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出（世帯主が亡くなった場合）

手続き詳細	期 限
10ページ「2. 保険に関する手続き」及び16ページ「■納税していた」の項目をご確認ください。	—
必要なもの	問い合わせ先
—	国民健康保険課 ☎ 0270-27-2736 本館 1 階 3 番窓口

■ 固定資産（土地・家屋）を所有していた

手続き 相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に代わって、市税の納税を管理する方（相続人代表者）の届出と現所有者（相続人）の申告をしていただくため「相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書が届いた方は概ね 3 週間以内。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方との続柄が分かる戸籍（写しでも可） <input type="checkbox"/> 遺言書・遺産分割協議書等がある場合はその写し ※課税状況により必要なものが異なりますので、詳細はお問い合わせください。	資産税課 ☎ 0270-27-2719 本館 2 階 24 番窓口

■ 原動機付自転車または小型特殊自動車を所有していた

手続き 原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更・廃車

手続き詳細	期 限
所有者が変わった場合は名義変更の手続きをしてください。また、処分・売却する場合は廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。詳しくは市民税課へお問い合わせください。	<p>【名義変更】 死亡日から15日以内</p> <p>【廃車】 死亡日から30日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p>【名義変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 相続人の譲渡証明書(相続人の方以外へ名義変更する場合) <p>【廃車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 	相続人
	問い合わせ先
	<p>市民税課  0270-27-2715 本館 2 階 20 番窓口 または 各支所市民サービス課</p>

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

■ 65歳以上の方

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。 また、亡くなられた方が介護認定を受けていた場合や介護保険施設等に入所していた場合（住所地特例対象者を含む）は、窓口にお越しください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	どなたでも可 問い合わせ先 介護保険課 ☎ 0270-27-2742 本館1階5番窓口 または 各支所市民サービス課

手続き② 介護保険料

手続き詳細	期 限
介護保険料は月割りとなりますので、保険料額に変更が生じた場合は、翌月以降に保険料変更通知書を送付します。	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	相続人 問い合わせ先 介護保険課 ☎ 0270-27-2742 本館1階5番窓口 または 各支所市民サービス課

手続き③ 送付先の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険に関する各種通知について、これまでのご住所以外のところへの送付を希望する場合は、相談してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	ご遺族の方 問い合わせ先 介護保険課 ☎ 0270-27-2743 本館1階5番窓口 または 各支所市民サービス課

介護認定を受けていた

手続き 負担割合証等の返却、高額介護サービス費の支給口座変更

手続き詳細	期 限
負担割合証等の返却、高額介護サービス費の支給口座変更	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」 <input type="checkbox"/> 負担割合証 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> ご遺族の方の口座情報が分かるもの（該当者のみ）	ご遺族の方 ※高額介護サービス費の手続きは配偶者、子、孫。いない場合は兄弟姉妹等。 問い合わせ先 介護保険課 ☎ 0270-27-2743 本館1階5番窓口 または 各支所市民サービス課

6. 福祉(障害)に関する手続き

■ 特別児童扶養手当を受給していた

手続き① 受給資格者死亡届の提出(受給者が亡くなられた場合)

手続き詳細	期限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払い分の特別児童扶養手当の請求及び受給者変更の手続きをしてください。	死亡日から14日以内 手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<p>【受給資格者死亡届の提出】</p> <p><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(運転免許証等)</p> <p>【未支払いの特別児童扶養手当の請求】</p> <p><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(運転免許証等)</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳</p> <p>【受給者の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」</p> <p>※資格状況により必要なものが異なりますので、詳細はお問い合わせください。</p>	子育て支援課 ☎ 0270-27-2750 東館2階28番窓口 または 各支所市民サービス課

手続き② 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出 (児童が亡くなられた場合)

手続き詳細	期限
死亡月をもって受給資格が喪失(他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は減額)となるため、手続きをしてください。	死亡日から14日以内 手続き可能な人 特別児童扶養手当の受給者または配偶者
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(運転免許証等)</p>	子育て支援課 ☎ 0270-27-2750 東館2階28番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 交通遺児等福祉手当を受給していた

手続き①

未支給交通遺児等福祉手当請求書の提出 (受給者が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が消滅となります。未支払い分の交通遺児等福祉手当の請求及び受給者変更の手続きをしてください。	死亡日から概ね 14 日以内 手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<p>【未支払いの交通遺児等福祉手当の請求】</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者(受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方)の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の印鑑</p> <p>【受給者の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」</p> <p>※資格状況により必要なものが異なりますので、詳細はお問い合わせください。</p>	子育て支援課 ☎ 0270-27-2750 東館 2 階 28 番窓口 または 各支所市民サービス課

手続き②

交通遺児等福祉手当受給資格消滅届または減額届の提出 (児童が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が消滅(他に交通遺児等福祉手当の対象児童がいる場合は減額)となるため、手続きをしてください。	死亡日から概ね 14 日以内 手続き可能な人 交通遺児等福祉手当の受給者または配偶者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	子育て支援課 ☎ 0270-27-2750 東館 2 階 28 番窓口 または 各支所市民サービス課

6. 福祉(障害)に関する手続き

■ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還とそれに伴う返還届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに 手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	問い合わせ先 障害福祉課 ☎ 0270-27-2753 東館2階26番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支給手当請求書の提出)

手続き詳細	期限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きをしてください。	死亡日から14日以内 手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座が分かるもの	障害福祉課 ☎ 0270-27-2753 東館2階26番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 特別障害者手当を受給していた（経過的福祉手当を含む）

手続き

特別障害者手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支給手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きをしてください。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座が分かるもの	親族
問い合わせ先	問い合わせ先
	障害福祉課 ☎ 0270-27-2753 東館 2 階 26 番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 自立支援医療受給者証を利用していた

手続き

自立支援医療受給者証（精神通院）の返還とそれに伴う返還届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちだった場合、死亡日をもって無効となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（精神通院）を返還してください。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院）	障害福祉課 ☎ 0270-27-2753 東館 2 階 26 番窓口 または 各支所市民サービス課

6. 福祉(障害)に関する手続き

■ 心身障害者扶養共済制度を利用していた

手続き① 年金受給権者死亡届書の提出 (年金を受給していた方が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに 手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票の写し(市外住所の場合のみ) <input type="checkbox"/> 未払いがある場合は、年金管理者または相続人の振込口座が分かるもの	障害福祉課 ☎ 0270-27-2753 東館2階26番窓口 または 各支所市民サービス課

手続き② 年金請求手続き(加入者が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度に加入されていた場合、年金請求手続きをしてください。	速やかに 手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
担当課へお問い合わせください。	障害福祉課 ☎ 0270-27-2753 東館2階26番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 福祉医療制度を利用していた

手続き 受給資格者証等の返却と喪失の届出

手続き詳細	期 限
受給資格者証・受給資格者承認通知書(ピンク色)を返却してください。 受給者資格喪失の届出が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給資格者証または福祉医療費受給資格者承認通知書	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給資格者証または福祉医療費受給資格者承認通知書	年金医療課 ☎ 0270-27-2740 本館 1 階 4 番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 福祉タクシー事業利用助成券を交付されていた

手続き 福祉タクシー事業利用助成券の返還届の提出と、未使用分の福祉タクシー事業利用助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー事業利用助成券を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー事業利用助成券があれば返却してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー事業利用助成券	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー事業利用助成券	障害福祉課 ☎ 0270-27-2753 東館 2 階 26 番窓口 または 各支所市民サービス課

7. 福祉（高齢者）に関する手続き

■ 高齢者タクシー助成券を利用していた

手続き 未使用分の高齢者タクシー助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者タクシー助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。高齢政策課または各支所市民サービス課の窓口まで未使用分のタクシー券を返却してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の高齢者タクシー助成券	どなたでも可
問い合わせ先	問い合わせ先
	高齢政策課 ☎ 0270-27-2752 本館 1 階 8 番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 緊急通報装置を貸与されていた

手続き 機器返却の手続き（電話でも可）

手続き詳細	期 限
緊急通報装置は貸与品であるため、亡くなられた場合は委託業者が回収に伺います。その際の日程調整等必要になりますので高齢政策課まで連絡してください。	約 1 か月以内
必要なもの	手続き可能な人
詳しくは担当課へお問い合わせください。	回収に立ち会える方であればどなたでも可
問い合わせ先	問い合わせ先
	高齢政策課 ☎ 0270-27-2752 本館 1 階 8 番窓口

■ 紙おむつを支給されていた

手続き 受給者資格喪失の報告 (電話でも可)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が紙おむつを支給されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、高齢政策課まで報告してください。	速やかに 手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可 問い合わせ先
詳しくは担当課へお問い合わせください。	高齢政策課 ☎ 0270-27-2752 本館 1 階 8 番窓口

■ 特殊詐欺対策自動通話録音装置を貸与されていた

手続き 機器返却の手続き (電話でも可)

手続き詳細	期 限
特殊詐欺対策自動通話録音装置は市からの貸与品であるため、亡くなられた場合は高齢政策課まで返却してください。	約 1 か月以内 手続き可能な人
必要なもの	返却いただける方であればどなたでも可 問い合わせ先
詳しくは担当課へお問い合わせください。	高齢政策課 ☎ 0270-27-2752 本館 1 階 8 番窓口

8. 子どもに関する手続き

■ 児童手当を受給していた

手続き①

未支払い児童手当・特例給付請求書の提出と受給者変更手続き
(受給者が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が消滅となります。未支払い分の児童手当の請求及び受給者変更の手続きをしてください。	死亡日の翌日から 15 日以内 手続き可能な人
【未支払いの児童手当の請求】 <input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」 【受給者の変更】 <input type="checkbox"/> 請求者(受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方)の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカードまたは個人番号が記載された住民票の写し <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」 <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証の写し(参考)等	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0270-27-2750 東館 2 階 28 番窓口 または 各支所市民サービス課

MEMO

■ 児童手当を受給していた

手続き②

児童手当・特例給付受給事由消滅届または額改定届の提出
(児童が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が消滅(他に児童手当の対象児童がいる場合は減額)となるため、手続きをしてください。	死亡日の翌日から 15 日以内
手続き可能な人	児童手当の受給者または配偶者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	子育て支援課  0270-27-2750 東館 2 階 28 番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 児童扶養手当を受給していた

手続き① 受給者死亡届の提出(受給者が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払い分の児童扶養手当の請求手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
手続き可能な人	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給者死亡届の提出】 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」 【未支払いの児童扶養手当の請求】 <input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	子育て支援課  0270-27-2750 東館 2 階 28 番窓口 または 各支所市民サービス課

8. 子どもに関する手続き

■ 児童扶養手当を受給していた

手続き②

児童扶養手当資格喪失届または額改定届の提出
(児童が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失(他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は減額)となるため、手続きをしてください。	死亡日から概ね 14 日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	子育て支援課  0270-27-2750 東館 2 階 28 番窓口 または 各支所市民サービス課

■ ひとり親家庭等福祉手当を受給していた

手続き①

未支給ひとり親家庭等福祉手当請求書の提出
(受給者が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が消滅となります。未支払い分のひとり親家庭等福祉手当の請求手続きをしてください。	死亡日から概ね 14 日以内
必要なもの	問い合わせ先
【未支払いのひとり親家庭等福祉手当の請求】 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」 <input type="checkbox"/> 請求者(受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方)の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑	子育て支援課  0270-27-2750 東館 2 階 28 番窓口 または 各支所市民サービス課

手続き②

ひとり親家庭等福祉手当受給資格消滅届または減額届の提出
(児童が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が消滅(他にひとり親家庭等福祉手当の対象児童がいる場合は減額)となるため、手続きをしてください。	死亡日から概ね 14 日以内
手続き可能な人	ひとり親家庭等福祉手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」	子育て支援課 ☎ 0270-27-2750 東館 2 階 28 番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 福祉医療制度を利用していた

手続き 受給資格者証の返却と喪失の届出

手続き詳細	期 限
受給資格者証(ピンク色)を返却してください。 受給者資格喪失の届出が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給資格者証	ご遺族の方

8. 子どもに関する手続き

■ 福祉医療制度(母子・父子家庭)を利用していた

手続き 受給資格者証の返却と喪失の届出

手続き詳細	期 限
受給資格者証(ピンク色)を返却してください。また、受給者資格喪失の届出が必要です。 ひとり親家庭の申請を改めて希望する場合は、窓口で相談してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給資格者証	ご遺族の方 問い合わせ先 年金医療課 ☎ 0270-27-2740 本館1階4番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 小中学校の児童生徒がいる

手続き 保護者の変更

手続き詳細	期 限
保護者が変更になる場合は手続きが必要となるため、相談してください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
詳しくは担当課へお問い合わせください。	親権者 問い合わせ先 学務課 ☎ 0270-27-2787 本館4階40番窓口 または 各支所市民サービス課

■ 保育所等に入所している

手続き 保護者の変更

手続き詳細	期 限
入所している子どもの場合は手続きはありません。 保護者が変更になる場合は、手続きが必要な場合がありますので、電話でお問い合わせください。	死亡日から概ね1ヶ月以内 (期限後でも受付は可能) 手続き可能な人 保護者が亡くなられた後 保育所等に入所している 児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
	こども保育課 ☎ 0270-27-2751 東館2階27番窓口 または 各支所市民サービス課

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

■ 水道の契約等をしていた

手続き 水道の契約者や所有者の変更がある方

手続き詳細	期 限
水道の契約者や所有者が変わる場合は、変更の届出をしてください。 まずは電話でお問い合わせください。	死亡の事実が判明した時 点でご連絡ください。
必要なもの	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道局 料金窓口 ☎ 0270-30-1230

■ 下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道局 総務課 ☎ 0270-30-1230

10. 住まいに関する手続き

■ 市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅入居者等異動届の提出

手続き詳細	期限
市営住宅に入居していた方が亡くなられた場合、住宅課でも届出書の提出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 死亡診断書または住民票の写し ※詳細はお問い合わせください。	どなたでも可 問い合わせ先 住宅課住宅管理係 ☎ 0270-27-2764 本館 3 階 30 番窓口

MEMO

11. その他の手続き

■ 家財整理をしたい

手続き 清掃リサイクルセンター21へのごみの搬入

手続き詳細	期 限
清掃リサイクルセンター21へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、リサイクルセンターの計量所職員に提示してください。 ※一部リサイクルセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が伊勢崎市外の場合は搬入できません。	なし
手続き可能な人	
ご遺族の方	
問い合わせ先	
□ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等)	清掃リサイクルセンター 21 ☎ 0270-32-3166

■ 道路を占用していた

手続き 占用許可の変更または廃止手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位承継の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	更新時
手続き可能な人	
どなたでも可	
問い合わせ先	
【名義の変更】 □ 権利譲渡許可申請書・地位承継届（相続される場合）及び表記されている添付書類 【道路占用の廃止】 □ 道路占用廃止届・占用物の除去	道路管理課 ☎ 0270-27-2761 本館 3 階

赤道を占用していた

手続き 占用許可の変更または廃止手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利義務移転か権利義務承継の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	更新時 手続き可能な人 どなたでも可 問い合わせ先
必要なもの	
<p>【公共物敷地占用許可の名義変更】</p> <input type="checkbox"/> 権利義務移転・権利義務承継許可申請書（相続される場合） 及び表記されている添付書類	道路管理課 ☎ 0270-27-2761 本館 3 階
<p>【公共物敷地占用許可の廃止】</p> <input type="checkbox"/> 公共物使用等廃止届・占用物の除去	

河川用地を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、住所等変更届の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。	死亡日から概ね 1 か月以内 (期限後でも受付は可能)
必要なもの	
<p>【準用河川占用許可の名義変更】</p> <input type="checkbox"/> 住所等変更届及び占用許可書の写し	手続き可能な人 どなたでも可 問い合わせ先
<p>【準用河川占用許可の廃止】</p> <input type="checkbox"/> 廃止届 ※占用状況等により必要となる届出の種類が変わるために、事前にお問い合わせください。	治水課 ☎ 0270-27-6277 本館 3 階

11. その他の手続き

■ 施行中の土地区画整理事業地内に土地または権利（借地権等）を持っている

手続き 名義人変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>施行中の土地区画整理事業地内に土地または権利（借地権等）をお持ちの場合は、名義人の変更手続きをしてください。なお、完了した土地区画整理事業地内の場合は、手続きは不要です。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>【登記のある土地】 法務局で名義人変更手続きが完了次第</p> <p>【登記の無い土地（保留地）、権利（借地権）】 相続等の協議が整い次第</p> <p>手続き可能な人 どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【登記のある土地を持っている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 登記名義人変更の届け出</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写し</p> <p>【登記のない土地（保留地）を持っている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 売渡保留地名義変更承認申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 相続を証する書類（遺産分割協議書等）の写し</p> <p>【権利（借地権等）を持っている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 権利変動届出書等</p> <p>※詳細は担当課へお問い合わせください。</p>	<p>【西部地区、茂呂第一地区、東部第二地区、伊勢崎駅周辺第一地区、伊勢崎駅周辺第二地区】 区画整理課 ☎ 0270-27-2770 東館 4 階</p>

■ 農地を相続した

手続き 農地法第3条の3の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)により、農地の権利(所有権や賃借権等)を取得した方は、農業委員会へ届出書を提出してください。	権利を取得したことを知った時点から、概ね10か月以内
	手続き可能な人 相続人や代理の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出者の印鑑等 ※状況により必要なものが異なりますので、詳細はお問い合わせください。	農業委員会事務局 0270-27-2783 北館3階

■ 森林を所有していた

手続き 森林所有者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が森林の土地を所有していた場合、新たに所有者となる方の届出をしてください。 まずは電話でお問い合わせください。	土地の所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人 相続人または代理の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す地図 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書または相続人であることを証明する書類	GX推進課 0270-27-5596 清掃リサイクルセンター21内

11. その他の手続き

■ 墓地の経営者または管理者だった

手続き 墓地等変更届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が墓地の経営者または管理者だった場合、新たに経営者または管理者となった方を届け出してください。 ※寺院や靈園などの墓地を永代使用しているなど、亡くなられた方が経営者や管理者でない場合、手続きは不要です。 ※手続きの詳細、墓地の廃止や改葬についてはお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出書（経営者）の氏名及び住所が分かるもの（運転免許証など） <input type="checkbox"/> 墓地の所在地がわかるもの（登記事項証明書など） <input type="checkbox"/> （管理者の変更の場合）新たな管理者の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> （法人であって法人の登録事項の変更を伴う場合）法人の登記事項証明書	環境政策課 ☎ 0270-27-2733 清掃リサイクルセンター 21 内

MEMO

■ 犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項の変更

手続き詳細	期 限
飼い主の変更や犬の所在地の変更を届け出てください。	飼い主が変更になった日 から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input checked="" type="checkbox"/> 犬の鑑札、注射済票等 ※場合により必要なものが異なりますので、詳細はお問い合わせください。	新しい飼い主または同世帯の方
	問い合わせ先
	環境政策課 ☎ 0270-27-2733 清掃リサイクルセンター 21 内

● どうしても新しい飼い主が見つからない場合は

動物愛護のボランティア団体等に相談してください。
また、動物愛護センターでも相談を受け付けていますので、お問い合わせください。

■ 問い合わせ先

群馬県動物愛護センター **☎ 0270-75-1718**
佐波郡玉村町樋越 305-7

MEMO

11. その他の手続き

■ 市から委嘱を受け、各種の委員をしていた

手続き 関係課への連絡

手続き詳細	期限
市からの委嘱を受け様々な活動や問題等、地域と行政とのパイプ役となる各種の委員を担っていただいている場合は、関連する担当課へ連絡してください。	速やかに 手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可 問い合わせ先

■ パスポートを持っていた

手続き パスポートの返納

手続き詳細	期限
亡くなられた方が、パスポートをお持ちだった場合、死亡日をもって効力を失います。パスポートを返納してください。 ※還付の希望がある場合は、失効処理を行った後、ご遺族にパスポートをお渡しすることができます。	なし 手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可 問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のパスポート <input type="checkbox"/> 死亡の事実を確認できる書類（死亡診断書の写し等） <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類「8ページ本人確認書類を参照」 <input type="checkbox"/> 返納届（パスポートが有効中だった場合に必要です。用紙は窓口にあります。）	市民課 0270-27-2728 本館1階1番D窓口

■ 在留カード・特別永住者証明書を持っていた

手続き カード等の返却

手続き詳細	期 限
外国人の方が死亡したときは、カード等を住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に返納してください。	死亡の日（カードを発見したときは、その発見の日）から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の在留カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別永住者証明書（カード）	ご遺族の方または同居者
問い合わせ先	問合せ先
	出入国在留管理庁 ☎ 03-3580-4111

■ し尿のくみ取り式トイレまたは浄化槽を使用していた

手続き し尿のくみ取りや、浄化槽の保守点検・清掃の停止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレ、または、浄化槽を使用していた場合、し尿へのくみ取りの停止や、浄化槽の保守点検・清掃の停止が必要です。ご本人が契約していた業者にお問い合わせください。 また、浄化槽の使用休止・廃止届を提出してください。（問い合わせ先：群馬県中部環境事務所）	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可
問い合わせ先	問い合わせ先
	【くみ取りの停止等について】 契約していた業者 【浄化槽の使用休止・廃止届について】 群馬県中部環境事務所 ☎ 027-219-2021

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		亡くなられた方の被扶養者だった方は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生（共済）年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 亡くなられた方の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		税務署に提出します。
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	伊勢崎税務署 ☎ 0270-25-4045
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容	主な手続き	問合せ・手続き先
<input type="checkbox"/>	運転免許証	運転免許証の返納手続き (死亡診断書・死体検案書の写しが必要です)	伊勢崎警察署 ☎ 0270-26-0110 伊勢崎交通安全協会 ☎ 0270-25-4544
<input type="checkbox"/>	電気・ガス	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	携帯電話 固定電話	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	郵便物	死亡の報告	伊勢崎郵便局 ☎ 0570-085-328
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	名義変更・解約	各クレジット会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515
<input type="checkbox"/>	預金通帳	口座凍結・解除	各金融機関
<input type="checkbox"/>	国税	相続の手続き 所得税・消費税申告等	伊勢崎税務署 ☎ 0270-25-4045
<input type="checkbox"/>	不動産登記関係	土地・家屋等移転登記	前橋地方法務局 伊勢崎支局 ☎ 0270-25-0739
<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求	加入していた生命保険会社 または代理店
<input type="checkbox"/>	損害保険等	名義変更・解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
<input type="checkbox"/>	普通自動車	自動車税に関すること	伊勢崎行政県税事務所 ☎ 0270-24-4350
		名義変更・廃車に関すること ※毎年4月1日現在の所有者(使用者) に課税されます。名義変更・廃車等 は早めの手続きをお願いします。	群馬運輸支局 ☎ 050-5540-2021 <自動音声ガイダンス>

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容	主な手続き	問合せ・手続き先
<input type="checkbox"/>	軽自動車	名義変更・廃車に関すること ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎ 050-3816-3109 <自動音声ガイダンス>
<input type="checkbox"/>	125cc超のバイク (軽二輪・小型二輪)		群馬運輸支局 ☎ 050-5540-2021 <自動音声ガイダンス>
<input type="checkbox"/>	有価証券	名義変更等に 関すること	取引証券会社

手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。
事前に各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと、手続きが進めやすくなります。

住まいに関する手続き

亡くなられた方の家に誰も居住しない場合

手続き 空き家情報バンク制度を活用しませんか？

手続き詳細	期 限
空き家情報バンクは、空き家を貸したい・売りたいと考えている方が物件情報を登録するものです。居住する方がいなくなったり、管理するのが大変になった等の理由で物件等を手放すことを考えている方は是非活用してください。	なし
関連事業として時期により、空き家除却補助事業及び移住者支援空き家改修補助事業も実施していますので、併せてご検討ください。	手続き可能な人 建物の所有者等
必要なもの	問い合わせ先 住宅課 ☎ 0270-27-2797 本館3階30番窓口
<input type="checkbox"/> 空き家情報バンク登録申請書 <input type="checkbox"/> 所有者等同意書 <input type="checkbox"/> 土地所有者等同意書 ※借地又は共有の場合のみ <input type="checkbox"/> 空き家情報バンク登録カード（間取図、写真共）※協力事業者決定後 ※詳細は事前にお問い合わせください。	

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		<p>相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から 死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地で取得できますが、転籍等されていれば複数の市区町村で取得する必要があります。</p> <p>また、取得には関係性が確認できる戸籍謄抄本等が必要な場合があります。</p>
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		<p>自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。</p> <p>公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。</p>
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）

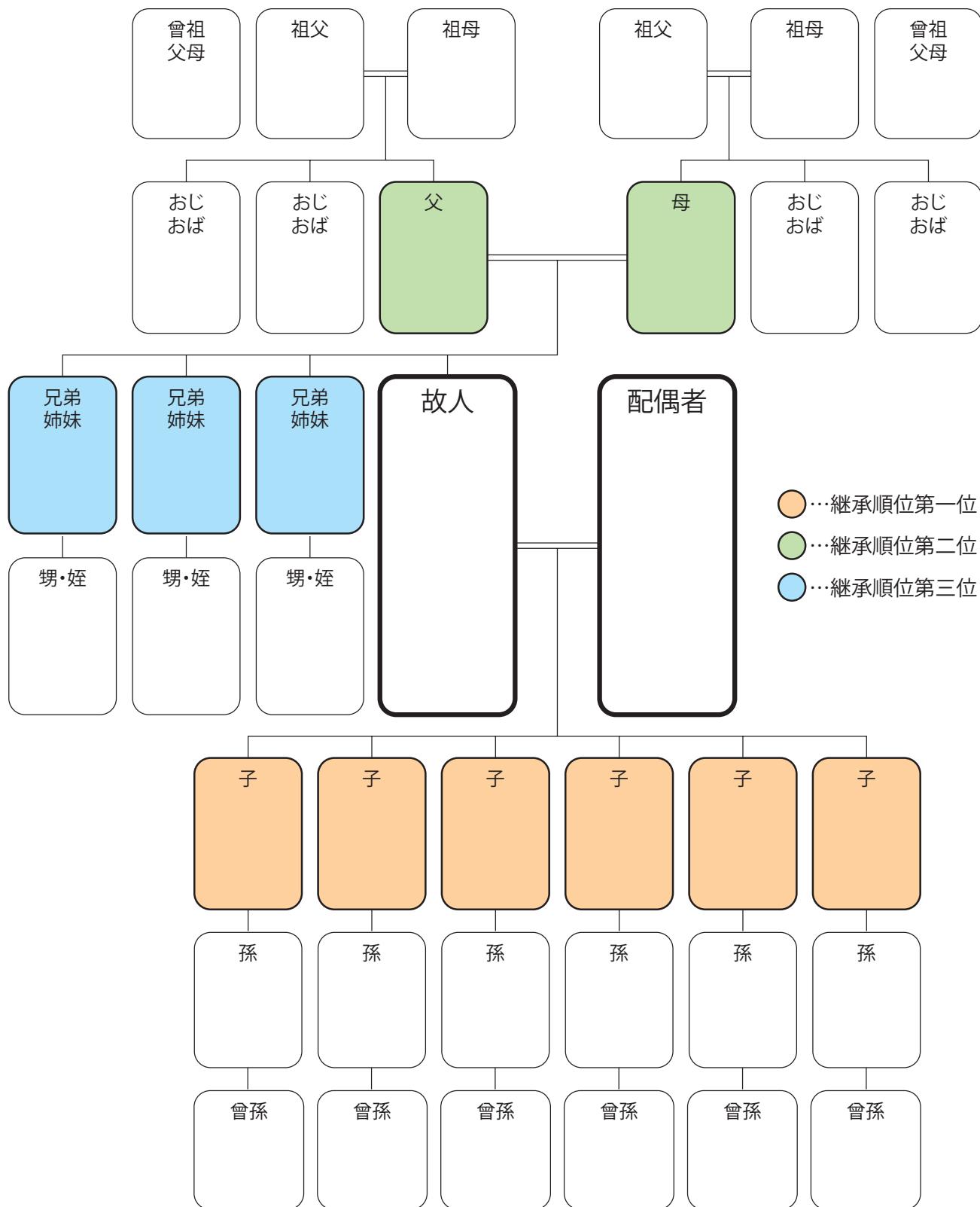
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、

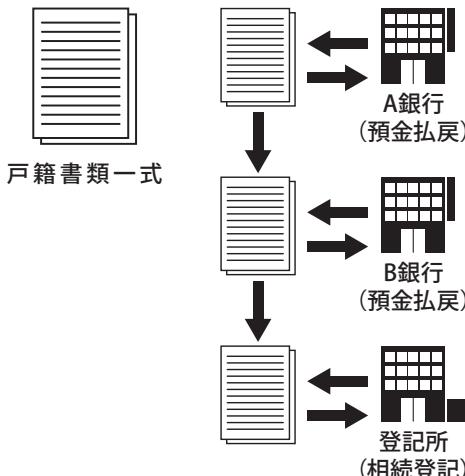
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

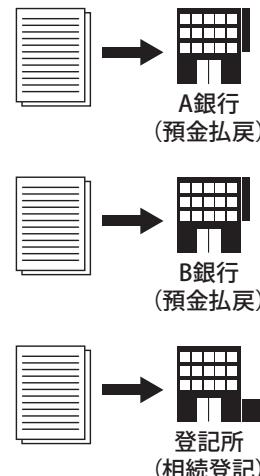
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



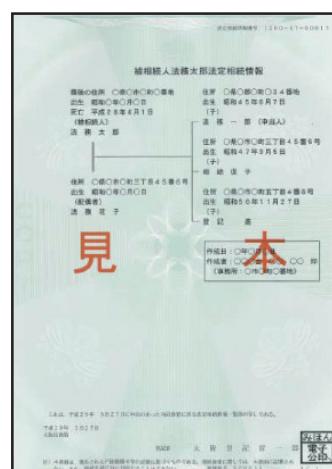
②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

(あて先) 伊勢崎市長 様

代理人 (来庁する人)	住所
	氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の内容における一切の権利を委任します。

1 証明書の交付申請

- | | | | |
|---|---|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全体・世帯の一部・除票) | 通 | <input type="checkbox"/> 戸籍の附票(謄本・抄本) | 通 |
| <input type="checkbox"/> 戸籍(謄本・抄本・除籍・原戸籍) | 通 | <input type="checkbox"/> 身分証明書 | 通 |
| <input type="checkbox"/> 戸籍届出書記載事項証明書 | 通 | <input type="checkbox"/> 戸籍届出受理証明書 | 通 |
| <input type="checkbox"/> 独身証明書 | 通 | <input type="checkbox"/> 住民票コード通知票 | 通 |
| <input type="checkbox"/> その他() | | | |

2 住所の変更などの手続き

- | | | | |
|--|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住所の変更(転入・転居・転出) | <input type="checkbox"/> 世帯主の変更 | <input type="checkbox"/> 世帯の分離 | <input type="checkbox"/> 世帯の合併 |
| <input type="checkbox"/> その他() | | | |

委任者 (たのむ人)	依頼日	年 月 日
	住 所	
	氏 名	(印)
	生年月日 西暦・大 昭・平・令	年 月 日

(注意事項)

- 委任状はすべて委任者が消せないボールペンで自署してください。外国人住民の場合は、ローマ字でも可能です。
- 委任者の意思確認のため、委任者へ電話連絡させていただく場合があります。
- 身体(目、手等)が不自由のため、委任状に自署できない場合は、事前に市民課までご相談ください。
- 代理人の方は必ず本人確認できる書類(免許証、健康保険証、パスポート等)と認印をお持ちください。
- 委任状によりマイナンバー入りの住民票の写しを請求する場合、後日、委任者本人宛てに郵送で交付します。代理人の方に窓口で交付することはできませんのでご了承ください。
- 同世帯員以外の方によるマイナンバーカードの券面事項更新の手続きは、委任者本人宛てに照会書を郵送した上で、本人が自署した回答書を提出していただく必要があることから、当日中には行えません。
- 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に委任者の訂正印を押印してください。



行政センターや土曜・日曜窓口もご利用ください！

行政センター

施設名	所在地・問い合わせ	営業日・時間	業務内容
いせさきガーデンズ 行政センター	住所 宮子町3406番地3 (伊勢崎ガーデンズ内) 電話 0270-20-7000	年末年始(12月29日から1月3日まで) を除く毎日	<input type="checkbox"/> 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の交付 <input type="checkbox"/> 印鑑登録 ※ 印鑑登録は、本人が官公署発行の顔写真付きの身分証明書を持参した場合のみ受付可能です。
スマート伊勢崎 行政センター	住所 西小保方町368番地 (スマート2階) 電話 0270-30-7676	午前10時から午後7時まで	

※行政センターでは、住所変更や戸籍の届けの受付はできません。

土曜・日曜窓口

開設窓口	所在地・問い合わせ	土曜日	日曜日	業務内容
本庁 (市民課)	住所 今泉町二丁目410番地 電話 0270-24-5111	休	午前9時から 午後5時まで	<input type="checkbox"/> 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の交付 <input type="checkbox"/> 印鑑登録 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの交付(事前予約制) <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの手続き ※ システム停止日はマイナンバーカードの手続きはできません。 <input type="checkbox"/> 出生届、死亡届、婚姻届等の預かり <input type="checkbox"/> 転入届、転居届、転出届等の受付
赤堀支所 (市民サービス課) あずま支所 (市民サービス課) 境支所 (市民サービス課)	住所 西久保町一丁目64番地5 電話 0270-62-1151 住所 東町2668番地1 電話 0270-62-1311 住所 境637番地 電話 0270-74-1111	午前9時から 午後0時15分まで	休	<input type="checkbox"/> 住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等の交付 <input type="checkbox"/> 印鑑登録 <input type="checkbox"/> 出生届、死亡届、婚姻届等の預かり

※各支所の土曜窓口では、住所変更やマイナンバーカード・通知カードの手続はできません。

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

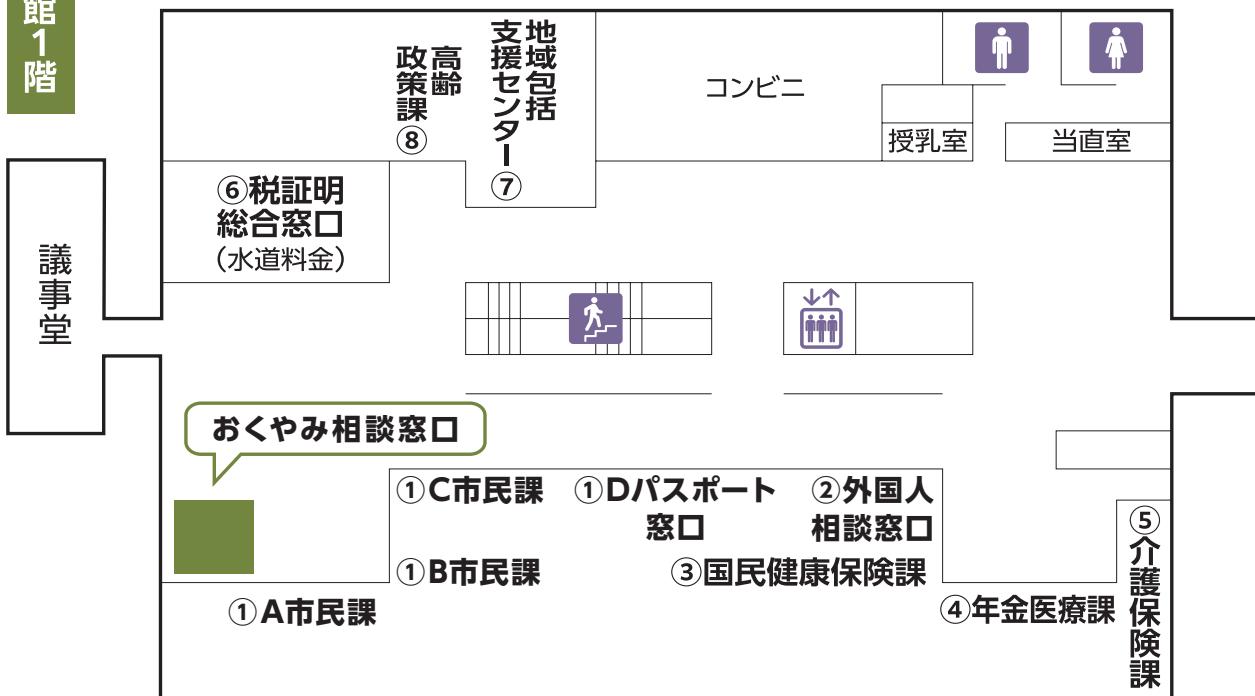
相続について

委任状

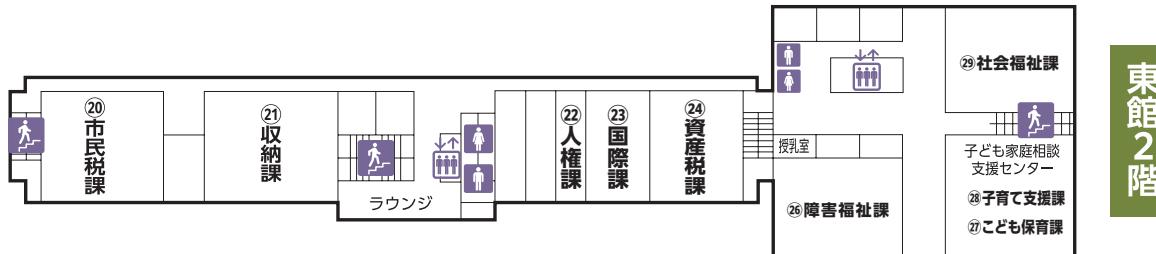
伊勢崎市役所 1階・2階フロアマップ



本館1階



本館2階



東館2階

発行	伊勢崎市
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発行年	2024年4月